



島労発基0714第1号

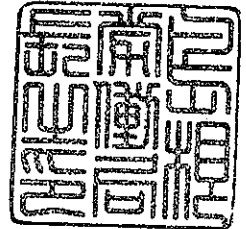
令和7年7月14日

島根地方最低賃金審議会

会長 藤本 晴久 殿

島根労働局長

岩見 浩 史



島根県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。